○函館工業高等専門学校安全衛生管理規程

平成16年4月1日
函高専達第10号

函館工業高等専門学校安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条　この規程は，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第31号。以下「機構安衛則」という。)に定めるもののほか，函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)に勤務する教職員の安全衛生管理に関し，必要な事項を定めるものとする。

(衛生管理者)

第2条　衛生管理者は，法令に定める必要な資格を有する本校教職員のうちから校長が選任する。

(安全管理者)

第3条　安全管理者は，地域共同テクノセンター長をもって充てる。

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第4条　衛生管理担当者及び安全管理担当者は，それぞれ総務課人事係長及び総務課専門職員(施設管理担当)をもって充てる。

(作業主任者)

第5条　作業主任者は，別表の区分に応じて，法令に定める免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから校長が選任する。

(火元責任者)

第6条　火元責任者は，本校防火管理規程(平成15年3月13日函高専達第14号)第7条に規定する者をいう。

(安全衛生委員会)

第7条　本校内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第17条第1項第3号に規定する安全衛生委員会(以下「委員会」という。)は機構安衛則第13条第1項に規定する安全衛生委員会とする。

2　委員会は，機構安衛則第13条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項を調査審議する。

(委員会の組織)

第8条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。

一　第10条に規定する委員長

二　総務課長

三　衛生管理者

四　安全管理者

五　衛生管理担当者

六　安全管理担当者

七　産業医

八　安全衛生に関し経験を有する者のうちから校長が指名した者

2　前項第一号の委員以外の委員の半数については，本校教職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合，教職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき，校長が指名する。

(委員の任期)

第9条　前条第1項第八号の委員の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条　委員長は，教授のうちから校長が指名する。

2　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

(委員会の開催)

第11条　委員会は，原則として月1回開催するものとする。ただし，委員長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(委員会の成立)

第12条　委員会は，委員の3分の2以上の出席をもって成立し，審議事項の議決は出席委員の過半数以上の賛同をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第13条　委員長は，委員会に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(庶務)

第14条　委員会の事務は，総務課において処理する。

(雑則)

第15条　委員会の審議事項のうち，重要なものについては，本校執行会議の議を経なければならない。

2　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附　則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附　則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附　則

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月29日函高専達第46号)

1　この規程は，平成28年4月1日から施行する。

2　函館工業高等専門学校安全衛生・災害対策委員会規程(平成20年2月19日函高専達第19号)及び函館工業高等専門学校安全衛生・災害対策委員会安全衛生部会要項(平成22年10月14日函高専達第5号)は廃止する。

附　則(平成29年4月10日函高専達第31号)

この規程は，平成29年4月10日から施行し，平成29年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

作業名	作業場所
有機溶剤作業	実習工場
ボイラー取扱作業	ボイラー室
第一種圧力容器作業	ボイラー室